

北九州市市税条例の一部改正について (議案第33号)

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号。以下「改正法」という。)において、公示送達について、送達すべき書類を市役所及び区役所の掲示場に掲示して行う方法から、インターネットを利用する方法により、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示板に掲示し、又は公示事項をその地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることとする見直しが行われた。

これに伴い、本市の公示送達についても改正法の内容と同様の取り扱いを行うため、北九州市市税条例(昭和38年条例第85号)の関係規定を改めるもの。(第7条)

※ 公示送達:送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が不明であること等により書類の送達が不可能である場合において、所定の公示手続をとり、公示がなされてから一定期間が経過した後においては、書類の送達があったものとみなす制度

○ 施行期日

規則で定める日(改正法の施行期日と同日)

【担当】

財政・変革局税務部税制課 喜多川・赤尾
(093)582-2030

新	旧
<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場若しくは所管市税事務所が位置する区の区役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を市役所若しくは所管市税事務所が位置する区の区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項及び<u>施行規則第1条の12の2第1項各号に掲げる事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、市役所の掲示場又は所管市税事務所が位置する区の区役所の掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第27条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項及び<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の12の2第1項各号に掲げる事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>